

中札内村 企業立地に対する助成について

- 1) 目 的 本村の区域内に企業の立地を奨励し、産業振興と雇用の促進を図ります。
- 2) 対 象 本村に投下固定資産総額（土地を除く）2,000 万円以上の「事業場」を新設または増設した事業者に対し、中札内村企業立地促進条例に基づく助成を行います。

※「事業場」とは、次に掲げるものです。

- ア 工場等…物の製造又は加工の用に供する施設及び卸売業を営む施設
- イ 観光施設…観光事業の用に供するために設けられた宿泊施設及び観光物産施設
- ウ 新エネルギー供給施設…風力、水力、地熱、バイオマスエネルギー源として発電事業を行う事業で、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（平成 19 年北海道条例第 68 号）に基づく助成の対象となっている施設
- エ その他の施設…アからウまでに掲げるもののほか、本村の産業の振興に著しく寄与すると認められる施設

3) 奨励措置とその内容

事業区分	適用条件	補助率	限度額	交付時期
固定資産に関する奨励金	当該事業場に対する投下固定資産総額（土地を除く。）が 2 千万円以上であること。	当該事業場に課せられた固定資産税相当額	当該事業場に課せられた固定資産税相当額	操業開始後新たに固定資産税が課せられた年度から 5 年とし、毎年度当該税の完納後に交付する。
企業立地促進奨励金		当該事業場の投下固定資産（土地を除く。）で村の評価した額の 100 分の 10 以内の額	1,000 万円	操業開始から 6 月を経過した日以後に交付する。（1 回限り）
雇用促進奨励金		操業開始に伴い新たに常時雇用する従業員のうち本村に居住する者で、引き続き 1 年以上雇用した従業員 1 人につき 30 万円以内の額	1,500 万円	操業開始から 1 年を経過した日以後に交付する。 （従業員 1 人につき 1 回限り）
土地取得奨励金		当該事業場の新設又は増設に伴い取得した土地の取得価格 100 分の 10 以内の額	1,000 万円	操業開始から 6 月を経過した日以後に交付する。（1 回限り）

※土地取得奨励金は、上記に加え取得価格が 1 千万円を超え、土地を取得した日の翌日から起算して 3 年を超えない期間内に操業開始